

児童館・子ども家庭支援センター・ 学童クラブ 防災の手引き

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課

は じ め に

都市機能が集中する新宿区は、高層ビルが建ち並び、交通量が激しい幹線道路や鉄道が地上、地下共に網の目のように張り巡らされている。その一方、木造住宅が密集し道路が狭く防災上危険な地域もある。

新宿区の児童館・子ども家庭支援センター・学童クラブは多くが複合施設であり、災害時には深刻な事態の発生と混乱が予測される。

いつ起こるか分からない災害に備え日々安全点検をし、毎月避難訓練を行っているが、阪神・淡路大震災や中越地震など大規模な震災が多発する中、私達は、災害の発生に際して被害を最小限に食い止め、児童の大切な命を守る使命感を更に強くしている。

この冊子は、「新宿区地域防災計画」に基づき各児童館等の「非常災害時の対処」について整理検討をし、日頃の心構えとして必要な基本的知識をまとめました。

日常指導の中で、あらゆる場面の危険に対して的確な判断と適切な行動がとれるようにそれぞれの施設の状況に合わせて活用してください。

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課

目 次

はじめに

第1章 館長の業務

- 1 防災管理者の資格の取得
- 2 防火管理者の選（解）任届
- 3 防災計画の立案
- 4 消防用設備等の自主点検
- 5 消防用設備等の点検報告
- 6 自衛消防訓練の実施
- 7 防災教育の実施
- 8 防災組織の確立
- 9 消防署への連絡

第2章 普段の心構えと準備

- 1 職員の心構え
- 2 保護者への対応

第3章 災害発生時の対処

- 1 館長の指示と行動
- 2 職員の行動

第4章 災害後の対策

- 1 館長の指示と行動
- 2 職員の行動
- 3 学童クラブ児の引き渡し
- 4 二次災害の処置

第5章 災害後の保育業務

- 1 残留学童クラブ児の保護
- 2 災害後の業務
- 3 応急保育の態勢

第6章 判定会と警戒宣言

- 1 判定会が召集されたら
- 2 警戒宣言が発令されたら

資料

1. 自主点検表
2. 災害避難訓練年間計画表 例
3. 非常災害訓練記録
4. 非常持ち出し品 例
5. 災害時学童クラブ児引き渡し確認票
6. 児童館消防計画・地震防災応急計画（参考資料）
（別表）
 - 1 自主点検・検査を実施するための組織編成表
 - 2 災害時の職員の役割
7. 新宿区立児童館・子ども家庭支援センター・新宿区学童クラブの住所と広域避難場所

第1章 館長の業務

1 防火管理者の資格の取得

消防機関が実施する消防管理に関する講習会の課程を修了した者に、
防火管理者となる資格が付与される。

(消防法施行令3条 消防法施行規則2条)

2 防火管理者の選(解)任届

上記講習会を修了した者の中から防火管理者として選任届を出す。
届出者は館長又は建物の管理者。

(1) 選(解)任届

ア 館長が届け出る。

(2) 届出書及び添付書類

ア 届出書

イ 防火管理者証を提示する

3 消防計画の立案

(1) 防火管理者は、当該児童館・子ども家庭支援センターの実態に即した消防計画
を作成し、消防署に届けその運用の任にあたる。

(2) 併設施設は、各施設の消防計画と調整し運用の任にあたる。

消防計画を作成するときに定める事項

4 消防用設備等の自主点検

(1) 防火管理者及び指定された者が実施する。

(2) 自主点検項目及び回数……………資料1

5 消防用設備等の点検報告

防火管理者は、業者が点検したその年度の最終の点検報告書を、次年度
4月当初に消防署へ提出する。

6 自衛消防訓練の実施

(1) 訓練は、年間または月間の計画を定め、火災、地震等の災害が発生し
た場合に設置している消防用設備、資材等を活用して災害に対応した
措置を速く適切にできるようにすること。……………資料2

(2) 訓練の実施回数及び連絡

ア 月1回、避難訓練及び消火訓練を実施し記録をする。……………資料3

イ 消防署へ、年最低2回は書式を持って連絡、報告をする。

7 防災教育の実施

(1) 防災管理に対する重要性を再認識させるとともに、あらゆる機会をとら
え防災教育を実施し防災思想の向上、普及に努める。

(2) 必要により訓練等を行い、防災管理に関する知識及び技術の向上を図る。

8 防災組織の確立

(1) 自衛消防計画、避難訓練計画の周知、徹底を図る。

(2) 防災会議の実施

ア 防災管理業務を適切に運営するために基本的な事項を協議する。

イ 年2回。その他館長が必要と認めた時臨時会を開催する。

ウ 警戒宣言発令時の対応策をたて、職員間で十分検討し、確認しておく。

9 消防署への連絡

- (1) 消防計画の内容を改正、変更したとき。
- (2) 消防用設備等の点検検査結果報告書の提出。
- (3) 自衛消防訓練の実施報告。
- (4) 火災と紛らわしい煙等を出すとき。

第2章 普段の心構えと準備

1 職員の心構え

災害が発生したら、まず児童の恐怖感をとりのぞき安心感を持たせなければならない。児童の安全を守ることは、職員の大切な使命である。

児童が職員の指示に従って安全に行動できるように、日頃より訓練を重ねておくことが必要であるとともに、日常の指導や保育の中で一人ひとりを理解し、信頼関係を作っておくことが大切である。

(1) 平素の訓練こそ最良の備え

いつ起こるかかわからない災害の対応は、的確な判断と適切な行動が要求される。全職員は、日頃から災害に対する心構えを身につけなければならない。

ア 児童の安全確保を最優先に考え行動する。

イ いろいろな場面（時間帯・場所・指示方法など）を想定した訓練を経験する。

ウ 小さな地震でも、火を消す習慣をつける。また、火災発生時は大声を出して伝達する。（どこで、何が起こったか、どんな状態か）

エ 施設内外のガス、電気、水道、消火器等の配置や元栓の所在、操作方法を全職員が熟知しておく。

(2) 職員に対する児童の信頼感を培う

日常の指導の中で、児童一人ひとりの性格や行動を充分理解し、非常事態においても、職員の指示に従い、行動できるようにしておく。

(3) 担当として

地震のゆれが小さいと、指導中はなかなか発生を感じられないものだが、地震と感じたり、放送、その他の指示により感知したら、冷静に状況を判断し、児童の安全確保に努める。

ア 児童に対しては直ちに対応し、簡潔にはっきりことばを区切って指示できるようにしておく。

（例）「おしゃべりをしない」、「先生のところにいらっしゃい」等。

イ 常に人数を把握しておく。

ウ 安全に行動するために「お・か・し・も」を合言葉にして、落ち着いて指示に従うようにしておく。

お……………押さない
か……………駆けない
し……………しゃべらない
も……………戻らない

(4) 施設器具等の安全点検

定期的に安全点検を行い、不備があった場合は速やかに改善する。

- ア 車のついた動きやすいものは、ストッパーをかけておく。
- イ ガラス、鏡等の飛散防止をしておく。
- ウ 蛍光灯、扇風機、額等落下防止の為の点検をする。
- エ ロッカーや棚の上に物を置かない。
- オ 危険度の高い薬品等は、最下段に収納する。
- カ 避難経路、階段、廊下、出入り口には物を置かない。
- キ 消火器を定期的に点検する。
- ク 非常持ち出し品は、定期的に点検し、いつでも持ち出せるようにしておく。……………資料4
- ケ 防災頭巾・ヘルメット・携帯マイクや防災ラジオの電池等を定期的に点検する。

2 保護者への対応

防災計画、非常時の対応策等は児童、保護者に周知させることではじめて完全なものになる。児童の生命を守るために保護者の理解と協力が得られるよう、積極的に努力する必要がある。

(1) 保護者への周知徹底

保護者会等で、児童館・子ども家庭支援センター・学童クラブの災害時の対応策について理解と協力の要請に努める。

- ア 警戒宣言が発令されると閉館し、災害体制に入るので速やかに学童クラブ児を引き取りに来るよう周知しておく。
ただし、児童館・子ども家庭支援センター一般利用児については、家庭との連絡がつき、帰路の安全性が確保されている状況であれば、帰宅させる。
- イ 児童館・子ども家庭支援センター・学童クラブの一時集合場所、広域避難場所は保護者に確認しておいてもらう。
- ウ 災害時には、保護者（または代理人）が一刻も早く引き取りに来られる方法を家庭内で話し合い、決めておくように周知する。
- エ 大地震が発生した場合には、電話の混乱が予想されるので電話による連絡は自粛するように周知する。
- オ 防災機関が実施する訓練にできるかぎり保護者の参加を呼びかけ、災害時の対応や引き渡し方法など確認してもらう。
- カ 来館経路および避難経路の危険箇所を各自確認しておいてもらう。

(2) 保護者以外の災害時引き取り者名も、家庭状況書にて確認しておく。

第3章 災害発生時の対処

1 館長の指示と行動

- (1) 自衛消防組織表に基づき、職員を指揮し児童の安全確保に努める。
 - ア 災害の発生を知らせる。
 - イ 児童・職員の安全及び人数を確認する。
 - ウ 避難場所・避難経路・誘導方法を指示する。
- (2) 必要に応じて警察、消防等防災関係機関との連携を図るとともに、地域の協力を得ることに努める。
- (3) 早急に子ども総合センターに、災害発生及び避難状況を報告する。

2 職員の行動

- (1) 職員は自衛消防組織に基づき、下表の役割分担により行動する。

職 員	役 割	
館 長	総 括 指 導	
一 般 職 員	通報連絡 館内掌握	・職員への指示伝達 ・児童の安全確認 ・施設内外の安全点検 ・非常袋の持ち出し
	安全確保 避難誘導	・児童の安全確保、避難誘導 ・施設の火気使用器具の始末
	応急救護	・負傷者の応急手当
	初期消火 安全点検	・火災の初期消火、電気、ガスの元栓閉鎖 ・防火扉の閉鎖及び、非常口の確認 ・残留学童クラブ児の確認

上記は、自衛消防組織の隊長が児童館・子ども家庭支援センター長の場合

- (2) 職員は館長の指示に従い、別冊「大地震！その時 あわてないで」により行動する。

第4章 災害後の対策

1 館長の指示と行動

- (1) 児童・職員の安全を確認し、怪我人の救出をおこない、怪我の状況を把握する。（重症者から手当てをする）
- (2) 早急に子ども総合センターに被害状況を報告する。
- (3) 流言飛語に惑わされないよう、正確な情報の収集に努める。
 - ア 児童に関する情報
 - イ 区・子ども総合センターからの情報の収集伝達

ウ テレビ・ラジオ等による情報の収集

- (4) 施設を離れる場合は、避難場所及び避難経路を示した標識を保護者の目につきやすい場所に掲示する。
- (5) 避難場所では大勢の避難してきた地域住民で大混乱になるので、児童全体を見通せる場所に集め、保護者に居場所がわかるようにする。
- (6) 学童クラブ児を速やかに引き渡すように努める。
ただし、児童館・子ども家庭支援センター一般利用児は、帰路の安全性が確保されている場合は帰宅させる。
- (7) 引き渡しの遅延、あるいは引き渡しが困難な児童については、施設で責任をもって保護する。
- (8) 施設の被害が少ない場合は、施設を整理し、学童クラブ事業再開に努める。
- (9) 学童クラブ事業再開の時期や、今後の体制などについてはあらゆる方法で保護者に知らせる。

2 職員の行動

職員は館長の指示に従い、常に児童の人数を把握し、安全確保に努める。

3 学童クラブ児の引き渡し

(1) 引き渡しをする時

ア 全学童クラブ児を掌握し保護者が迎えに来た時点から引き渡しを始める。

イ 学童クラブ児は、直接保護者に引き渡すことを原則とする。

ウ 引き取り者全員に災害時学童クラブ児引き渡し確認票に記入してもらう。……………資料5

エ 災害時学童クラブ児引き渡し確認票により、職員が確認のうえ引き渡す。

- ・引き取り者名、引き渡し時間等をチェックする。
- ・災害時学童クラブ引き渡し名簿一覧表に記載する。

(各施設で作成)

オ 引き取りにこない学童クラブ児を把握し保護する。

(2) 引き渡しをする場所

ア 可能なかぎり施設で引き渡す。

イ 避難誘導中は原則として学童クラブ児の引き渡しはしない。

ウ 一時集合場所又は広域避難場所に落ち着いてから引き渡す。

4 二次災害の処置

(1) 初期消火

地震で恐ろしいのが二次災害の火災といわれる。地震発生と同時に初期消火の行動が起こせるよう、日頃から習慣づけておく必要がある。

ア 発見者は、あわてずに、大声で火災発生を知らせる。

イ 火の勢いが弱いうちに初期消火に努める。

ウ 燃えている物の性質に合わせて身近な方法で消火する。

・消火器

・砂、土をかける

- ・水をかける
- ・衣服でたたく
- ・シーツ等にたっぷり水を含ませ被せる

(2) その他

ア 初期消火に成功し、近所からの類焼の危険がなくなれば、施設内の安全な場所に待機する。

＊余震が起きる可能性があるので注意する。

イ 初期消火に失敗し、火災が拡大しそうなとき、または近隣からの類焼の危険があるときは、安全な場所に避難する。

その時は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。

ウ 煙や有毒ガスを吸わないように身をかがめさせ避難誘導する。

エ 避難に際しては、経路の安全を確かめ情報を把握した後、各種の危険を排除し避難誘導する。

第5章 災害後の保育業務

1 残留学童クラブ児の保護

(1) 館長及び職員は、保護者に引き渡すまでは責任をもって保護する。

(2) 職員がそろっていないとき、職員の応援体制が整うまでの間、場合によっては近隣または保護者に協力を要請する。

2 災害後の業務

災対福祉部の設置に伴い、その指示に従う。

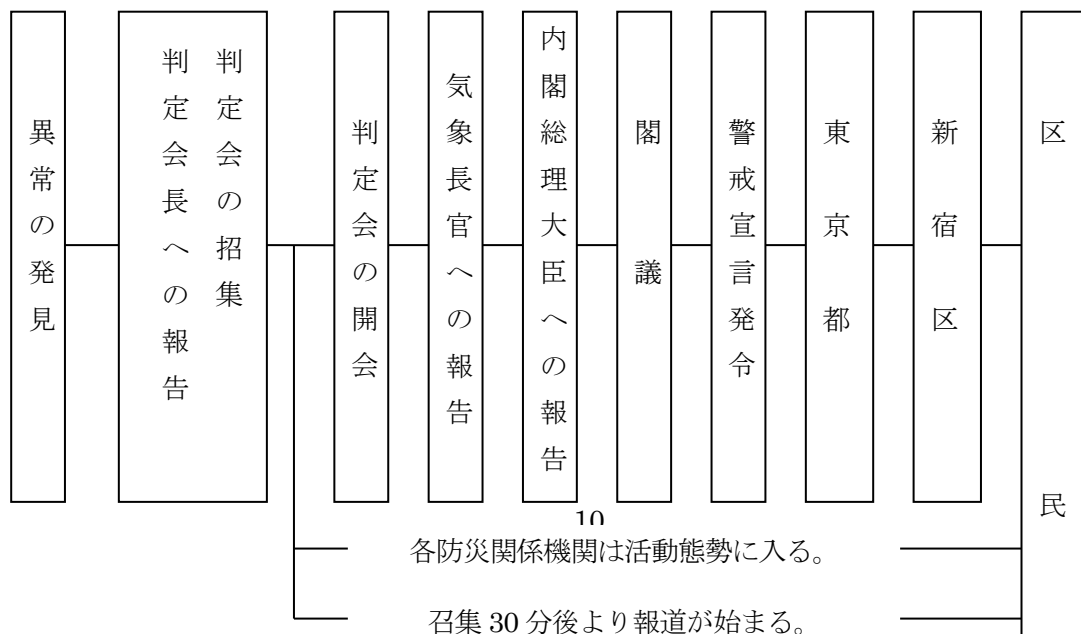
3 応急保育の態勢

災対福祉部の指示を受け、平常事業再開までの間、応急保育を行う。

第6章 判定会と警戒宣言

判定会とは、気象庁において、観測データに異常が認められた場合、それが「東海地震」の前兆か否かを判定するための会である。

警戒宣言とは、大規模な地震の発生が予想された場合、内閣総理大臣が国民にたいしてその旨周知させるために発するものである。



職員は判定会が召集され、警戒宣言が発令されても、業務は平常どおり。施設の取扱は、防災計画による。

また、新宿区の災害対策本部から指示があるまで、退庁時間が過ぎても退庁しない。

なお、会議・行事・出張等は直ちに中止し、災対福祉部からの指示に従う。

1 判定会が召集されたら

(1) 「判定会の招集」を全職員に周知する。

(2) 正しい情報をキャッチする。

ア テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認する。

イ 防災ラジオの情報に注意する。

(3) 館外活動のときは、直ちに施設に戻る。

(4) 出席学童クラブで、引き渡しが遅れることが予想される学童クラブ児を把握しておく。

2 警戒宣言が発令されたら

(1) 災対福祉部の指示に従う。

(2) 学童クラブ児引き渡しをおこなう場合は確認票により、学童クラブ児を引き渡す。

(3) 保護者が引き取りに来ない学童クラブ児は、引き取りに来るまで施設で保護する。

(4) 火気に注意する。(ガス・ボイラー・電気ストーブ等)

(5) 水と消火の準備をする。

ア 飲料水、消火用水の汲み置きをする。

イ 消火用具を配置し点検する。

(6) 施設の安全点検をする。

ア 棚の上の物を下ろす。

イ 安全な場所を確保する。

ウ 出入り口を確保する。

エ 遊具棚、書類棚、ロッカー等の点検をする。

(7) 医薬品の用意をする。

(8) 職員は防災服、ヘルメット、靴等を身近に用意し必要に応じて着用する。

年度 災害避難訓練年間計画表 例

年 間 目 標	1 児童の生命を守る為、非常時における通報・連絡・避難誘導・初期消火等についての的確な判断と行動力を身につける。 2 児童に、非常災害時における避難の仕方を理解させ、敏速な行動をとれるようにする。		
	種 別	ね ら い	訓 練 の 内 容
4 月	机上訓練 火災	・年間訓練計画の周知徹底 ・非常持ち出し品の確認 ・安全な場所に子どもを集める	・避難計画・分担表・自衛消防組織等の確認、非常持ち出し品の点検 ・指示により職員のもとに集まる ・合図や指示の意味を知る
5 月	地 震	・放送による訓練 ・安全な場所に避難させる	・放送を聞いて職員のところ集まる ・防災頭巾のかぶり方を知る
6 月	近隣火災	・避難時の約束事を知らせる	・押さない・駆けない・しゃべらない・戻らない等、危険を避ける行動を知らせる
7 月	地 震 近隣火災	・施設外への避難の仕方知らせる	・防災頭巾等をかぶり靴をはいて避難する
8 月	地 震 (プール遊び)	・プール、水あそび中の避難方法を確認する ・職員少人数時の対応を知る	・落ち着いて安全な場所に集まりタオル等で身体を保護する
9月1日 総合防災訓練 ＊警戒宣言		・警戒宣言発令時の対応及び引き渡しの訓練	・安全な場所に避難して、警戒体制をとる ・保護者への引き渡しをスムーズに行う

	種 別	ね ら い	訓 練 の 内 容
9 月	近隣火災 (午後4 時以降)	・降館準備時の避難の仕方 ・放送を使わない伝達	・子どもの居場所を確認し、職員同士連絡を取り合い避難させる ・降館した児童、残留している児童の人数を把握する
10 月	地 震	・食事中における対応	・職員は冷静な判断のもと指示をする ・部屋の安全を点検し避難経路を確保する
11 月	湯沸し室 又はクラ ブ室より 出火	・施設内の火災対応 ・通報訓練	・発見者は出火を連呼で知らせる ・冷静に初期消火を行う ・消防署、担当課への通報及び報告 ・すみやかに施設外に避難する
12 月	地 震	・館長不在時の対応 ・怪我の対応	・代行者が状況判断をして、適切な指示をする ・怪我の応急手当を行う
1 月	地震後 近隣火災	・朝及び夕方の延長時における対応	・当番職員のもとに集めた人数を把握する ・臨時職員に指示を与える ・職員同士連絡をとりあい1箇所に集め避難体制をとる
2 月	地震後 近隣火災	・近隣火災時における対応 ・二次災害を連呼で知らせ、避難誘導する	・子どもを安全な場所に集める ・防寒対策等をして施設外に出る ・はっきりとした口調で避難経路を連呼し安全に避難する
3 月	地震後 施設被害	・突発的訓練における、的確な判断と誘導 ・通報訓練	・落ち着いて対処し適切な避難誘導を行う ・災害時における行動の基本に従い各自の役割任務を果たす
＊ 館外活動中の訓練、複合施設合同訓練等、各施設の状況により計画に組み込み立案する。 ＊ 連呼や伝達の仕方についても、確認する。			

非 常 災 害 訓 練 記 録

実施月日 実施時間		年 月 日 () : ~ :		館 長		担 当 者	
訓練の目標							
災害の種類		火事（初期消火者 ） 地震・その他（ ）		誘導 経路			
災害発生場所				訓練 方法	実施・図上		
災 害 状 況	区 分	児 童 数	職 員 数	状 況			
	乳 幼 児 利 用						
	学 童 ク ラ ブ 利 用						
	一 般 利 用						
児童数計 名、 職員数計 名							
訓練結果講評) 							

年度自主点检表

[illegible]

災害時学童クラブ児引き渡し確認票

児童名			
引き取り保護者名 (○をつける)		保護者以外の方	
父 ・ 母		名前	
		連絡先 住所 電話番号	
引き取り後の居場所 (○をつける) 自宅 ・ その他 住所 電話番号		引き取り後の居場所 (○をつける) 児童宅 ・ その他 住所 電話番号	

職員 記入 欄	引き渡し日時		
	月	日	午前
			午後
	時	分	確認者 ()

非常持ち出し品 例

事務室	・児童台帳（全員） ・児童出欠簿 ・災害時学童クラブ児引き渡し確認票・災害時学童クラブ児引き渡し名簿一覧表 ・児童館旗 ・笛・携帯電話 ・現金・ラジオ ・懐中電灯 ・電池 ・筆記用具（紙・マジック・ボールペン）・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー・石鹸 ・タオル ・軍手 ・シート ・輪ゴム ・安全ピン ・紐 ・ハサミ ・ビニール袋（大・小） ・布ガムテープ ・風呂敷 ・ライター・応急手当用（医薬品及び三角巾等）
各居室	・携帯電話 ・現金・笛 ・名札 ・靴 ・防災頭巾 ・帽子・おぶいひも ・ティッシュペーパー ・タオル ・筆記用具 ・ビニール袋（大・小） ・軍手 ・シート ・新聞紙 ・救急用具 ・三角巾等・衣類 ・非常食品（カンパン・ドロップ）
応急手当必需品	・三角巾 ・ガーゼ ・滅菌ガーゼ ・絆創膏 ・弾力包帯 ・傷用消毒薬 ・体温計 ・さらし ・湿布薬 ・冷却パック ・副木 ・安全ピン ・脱脂綿 ・ハサミ ・ピンセット ・懐中電灯 ・浴用タオル ・ビニール袋（大・小） ・保温シート ・バスタオル ・使い捨て手袋 ・メモ用紙 ・筆記用具

* 軍手はヘルメットの中に入れてもよい。

* 缶詰については、果物など児童館等にあるものを使うこともあるので、缶切りが必要。
多機能（サバイバルナイフ等）を備えているものはより便利である。

新宿区立〇〇児童館消防計画・地震防災応急計画（参考）

第1章 総則

第1節 目標

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき新宿区立〇〇児童館（以下「児童館」という。）における消防管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 計画の適用範囲及び防火管理者の権限

（計画の適用範囲）

第2条 この計画は、児童館に勤務する職員及び利用者並びに出入りする全ての者に適用するものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 新宿区立〇〇児童館の防火管理者は、新宿区立〇〇児童館長としてこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- （1）防火計画及び地震防災応急計画の作成、変更
- （2）消火、通報、避難誘導等訓練の実施
- （3）職員に対する防災教育の実施及び防災管理上必要な資料の作成と指示
- （4）自衛消防隊の編成活動に関する事項
- （5）建築物、火気使用設備器具等の点検検査並びに消防設備等の点検整備の実施監督
- （6）火気使用及び取扱に関する指導監督
- （7）消防機関に対する法令に基づく各種報告、連絡及び諸手続き並びに職員の教育訓練時の指導要請
- （8）新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課長に対する防火管理上必要な報告等

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- （1）消防計画及び地震防災応急計画の作成、変更
- （2）消防用設備の点検結果
- （3）消防訓練指導の要請その他、防火管理上必要な事項

第3節 防火管理委員会

（防火管理者の権限及び業務）

第5条 防火管理業務及び地震防災業務の適切な実施を図るため、防火管理委員会（以下「委員会」という）を置く。ただし単独の施設は置かないこともできる。

- 2 委員会の構成員は、児童館にあつては、館長、児童指導員とする。
- 3 委員会の委員長は、直営児童館にあつては、館長、副委員長は、保育園長とする。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、定例会と臨時会の二種とし、定例会は概ね年一回とし、委員長がこれを召集する。臨時会については委員長が必要と認める時に開催する。

(委員会の審議事項)

第7条 防火管理委員会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 第3条第1号から第4号
- (2) その他防火管理及び地震防災に関し必要な事項

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織及び業務

(予防管理組織)

第8条 予防管理組織は、火災予防及び震災予防のための自主点検を実施する組織とし防火管理者のもとに、各階層ごとに防火担当責任者を、各部屋又は一定の区域ごとに火元責任者をおくものとする。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域の火気の管理
- (2) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備の日常における維持管理
 - ア 担当区域内の避難口及び通路等の維持管理
 - イ 地震発生時における設備、物品等の落下、転倒のないよう日常の維持管理
 - ウ 地震後における火気使用設備器具の安全確認
 - エ 閉館後の火気使用設備器具、電気設備の確認
 - オ 防火担当責任者の補佐

第2節 自主点検

(自主点検)

第11条 建物、火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の機能を適正に維持するため、自主点検を行う職員及び点検資格者(消防設備士)は、定期的に別表1に基づき点検、整備を実施するものとする。

なお、平素における外観的な点検については、火元責任者が随時行うものとする。

(点検結果の報告)

第12条 点検を実施した者は、その結果を防火管理者に、防火管理者は、新宿区福祉部地域福祉課長に報告するとともに、不備欠陥事項については、必要な指示を得てその整備促進を図るものとする。

(工事等に伴う対策)

第13条 防火管理者は、建物の増改修等の工事を行う時は、その内容を検討し、火災予防上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 工事責任者は、前項の工事を行う場合、防火管理者と次の事項につき相互に連絡を密にし、災害防止に努めるものとする。
 - (1) 溶接等の火気を使用して作業を行う時
 - (2) 危険物品等を使って作業を行う時
 - (3) 消防用設備等の機能を全部又は一部停止及び移設や配置替えをしようとする時
 - (4) 工事現場でシートを使用する時

(5) その他工事に関して連絡を必要とする時

第3節 火災予防配置

(火気の使用制限)

第14条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙場所及び禁煙場所の指定
- (2) 火気使用設備等の使用場所及び使用禁止場所の指定
- (3) 火災警報発令時の火気使用禁止又は制限

(防火防止対策)

第15条 防火管理者、防火担当責任者及び火元責任者は、次の点に留意し放火防止に努めるものとする。

- (1) 施設内における可燃物の放置状態をなくし、平素から整理整頓に努める。
- (2) 施設及び設備等の施錠の励行に努める
- (3) 不特定多数の者が施設内を出入りする際には、巡視等の強化を図る
- (4) 挙動不審者の監視に努める
- (5) 職員会議を通じ、放火防止についての話し合いを行い、放火に対する警戒体制の強化に努める

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置等)

第16条 直営併設施設における自衛消防組織として、館長を隊長、保育園長を副隊長とし自衛消防隊（以下「消防隊」という）を設置する。

2 隊長は、消防隊を指揮し、副隊長はそれを補佐する。

(自衛消防隊の各係及びその任務)

第17条 消防隊の各係及びその任務は次の通りとする。

(1) 通報連絡係

火災が発生した区域の通報連絡員は、隊長もしくは副隊長に出火を通報するとともに、消防署にその旨を通報する。

(2) 消火係

消火設備及び消火器具を用い消火に努める。この消火活動は初期消火に主眼をおくものとする。

(3) 避難誘導係

避難誘導は避難経路図により誘導する。

ア 避難は原則として火元の上層階は、屋外階段及び火元反対側屋内階段を、火元以下の階層は屋内階段を使用して避難する。

なお、屋上への避難及びエレベーターによる避難は行わない。

イ 避難誘導にあたっては、メガホン等有効に使用し混乱の防止に務め、火元階層の者を最優先に避難させる。

ウ 避難終了後速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、副隊長若しくは隊長に報告する。

(4) 救護係

救急医薬品の確保及び負傷者の応急救護にあたる。

(5) 安全点検係

発生時における防護安全装置としてボイラーの使用停止、防火シャッターの閉鎖等の措置をとる。

第4章 地震対策

第1節 防災応急対策

(地震防災活動隊)

第18条 地震防災応急対策及び地震災害応急対策の適切な実施を図るため、警戒宣言が発令された場合には、第3章自衛消防組織を地震防災活動隊（以下「活動隊」という。）に切り換えるものとする。

(活動隊の各係及びその任務)

第19条 活動隊の各係及び警戒宣言が発令された場合の任務は、次の通りとする。

(1) 通報連絡係

警戒宣言発令等の情報を入手した場合は直ちに隊長に報告するとともに、その後も正確な情報入手に努める。また、隊長の指揮のもと、各隊員に警戒宣言の発令及びその他隊長の指示を伝達する。

(2) 消火係

消防用設備の配備、火気使用の制限等発火防止のための措置をとる。

(3) 避難誘導係

児童の安全を確保し、隊長の指示により避難誘導にあたる。

(4) 救護係

救急薬品等を確保し、必要であれば緊急救護所の設置を行う。

(5) 安全点検係

設備・備品等の落下、転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる物品の除去等を行う。

(学童クラブ児の保護者への引き渡し)

第20条 警戒宣言が発令された場合には、学童クラブ児は、保護者に連絡し引き渡すものとする。ただし、児童館・子ども家庭支援センター一般利用児については、家庭に連絡の上帰路の安全性が確認されるならば帰宅させる。

2 災害が発生した時は、必要に応じて保護者に連絡し、学童クラブ児を引き渡すものとする。

3 保護者又は代替保護者が引き取りにこない学童クラブ児については、隊長及び副隊長の保護下のおくものとする。

4 学童クラブ児については、あらかじめ父母以外の「災害時連絡先」を確認しておくものとする。

5 学童クラブ児を保護者に引き渡す場合には、「災害時学童クラブ児引渡し確認表」で確認して引き渡すものとする。

6 館長は、災害発生の際の避難場所をあらかじめ保護者等に周知しておくものとする。

(避難場所の指定)

第21条 学童時の安全を確保するため、次の避難場所を指定する。

(1) 一時集合場所 ○○○○

(2) 広域避難場所 ○○○○

(応急物資の確保)

第22条 隊長及び副隊長は、その保護下におく学童クラブ児並びに保護にあたる職員のため、飲料水及びその他必要な物品を確保し、備蓄しておくものとする。

第2節 地震災害応急対策

(地震発生時の活動)

第 23 条 地震発生時に際しては、第 4 章の地震対策に基づき隊員は諸活動を開始する

- 2 隊長及び副隊長は、地震発生後、行政無線、消防署、警察署等から正確な情報確保するとともに各隊員及び利用者にその情報を伝達するものとする。

(避難の決定)

第 24 条 隊長は、防災行政無線、消防署、警察署の指示によるか、又は施設の損壊状況及び近隣の出火状況等により自主的に避難を決定し、災対福祉部に避難する旨報告する。

- 2 広域避難場所へ到着したならば、防災機関との連絡を密にするとともに保護者への引き渡し等の準備を行う。

第 5 章 防災教育及び訓練

第 1 節 防災教育等

(防災教育)

第 25 条 防災管理者は、職員に対し防火及び地震防災について関心と理解を高めるため、次の防災教育を行うものとする。

- (1) 消防計画及び地震防災応急計画の周知徹底。
- (2) 地震災害に関しての基礎的知識、警戒宣言が発せられた場合及び事実上地震が発生した場合における職員が具体的に取るべき行動。
- (3) その他防火及び地震防災上必要な事項

(防災思想の普及)

第 26 条 防火管理者は、児童館の利用者及び保護者に防火及び地震防災の思想普及を図るため適時に、チラシ、パンフレット、ポスター等の配布若しくは掲示するものとする。

第 2 節 訓練

(防火及び地震防災訓練)

第 27 条 防火管理者は、防火及び消火並びに地震防災応急対策及び地震災害応急対策の円滑な遂行を図るため、次により計画的に訓練を実施するものとする。

- (1) 消火、通報、避難誘導及び地震に関する総合訓練 年〇〇回
- (2) 初期消火を含む部分訓練 月 1 回
- (3) 消火栓操作、消火設備器具を取り扱う基礎訓練及び机上訓練 随時

(各関係機関への指導要請)

第 28 条 防火管理者は、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は関連機関への指導を要請するものとする。

第 6 章 警戒宣言発令時の対策

(目的)

第 29 条 本章は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に実施すべき応急対策を定め、当該地震による被害の軽減を図ることを目的とする。

(職員の任務)

第 30 条 警戒宣言が発せられた場合の職員の任務は、別表 2 のとおりとする。

- 2 夜間、休日又は在宅時に警戒宣言が発せられた場合には、情報に注意するとともに、館長及び職員は、速やかに参集する。

(警戒宣言発令時の業務等)

第 31 条 警戒宣言が発せられた場合には、発令時をもって閉館とし、学童クラブ時は保護者に引き渡す。ただし、児童館一般利用児は家庭に連絡し帰路の安全性が確認されるならば帰宅させる。

(判定会招集情報及び警戒宣言発令情報等の収集伝達)

第 32 条 判定会招集情報又は警戒宣言が発せられた旨の情報を知った職員は、直ちに防火管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた防火管理者は、当核報告を確認し、職員全員及び利用者に口頭で伝達する。

3 防火管理者は、流言飛語に惑わされないよう、テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努め必要な情報を職員及び保護者等に伝達する。

(児童の誘導)

第 33 条 職員は、ガラス窓、照明器具等の破損、落下又は転倒する恐れのある物の付近から安全な場所へ児童を移動させる。

(警戒宣言時における火気等の使用中止)

第 34 条 警戒宣言が発令された場合には、施設内の火気設備の使用を全て中止する。

(警戒宣言発令時における消火器等の緊急点検及びその他の被害防止措置)

第 35 条 館長及び職員は、担当ごとに施設等の点検及び補強措置を行うものとする。

2 上記以外の職員は、自己勤務場所等において次に掲げる措置状況を確認するとともに不備なものについては、応急的な安全措置を行うものとする。

(1) ロッカー、書棚、展示物等の転倒、落下防止措置

(2) 窓ガラスの破損、散乱防止措置

(3) 照明器具の落下防止措置

(4) その他の物の被害防止措置

3 防火管理者は、措置の進行状況を把握するとともに随時、災対福祉部に報告する。

(教育及び訓練)

第 36 条 教育及び訓練は、次の内容について防火管理者が随時実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法の概要

(2) 判定会招集の意味

(3) 警戒宣言の性格及び警戒宣言が発せられる仕組み

(4) 消防計画に定める応急対策事項

(5) 職員の遵守事項

(その他の対応措置)

第 37 条 その他の必要事項については、新宿区「災害応急対策職員ハンドブック」に従い、対応するものとする。

付則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

自主点検・検査を実施するための組織編成表

(平成 年 月 日)

種 別	実 施 区 分	回 数	責任者及び有資格者
自主点検	建 築 物 全 般	月 1 回	館 長
	火気使用器具全般		
	ガ ス 関 係		
	電気設備器具		
	消 火 器 具 (型)	年 2 回	消 防 設 備 士 (第一種消防設備点検資格者)
	自動火災報知設備		消 防 設 備 士 (第二種消防設備点検資格者)
	誘 導 灯		
	電 気 工 作 物 ()		電 気 主 任 技 術 者 (第 三 種)

災 害 時 の 職 員 の 役 割

		災害発生時の任務	警戒宣言発令時の任務
館 長	総括指揮	・ 職員の指揮 ・ 消防署への通報 ・ 子ども総合センターへの連絡 ・ 地域への協力依頼	・ 応急対策全般に係わる職員 の指揮及び進行管理 ・ 情報の収集伝達
職 員	児童館等所管部分掌握 通報連絡	・ 職員への指示伝達 ・ 児童の安全確認 ・ 施設内外の安全点検 ・ 非常袋の持ち出し	・ } 災害発生時の任務と同じ ・ } ・ } ・ 非常袋の持ち出し準備
	安全確保 避難誘導	・ 児童の安全確保、避難誘導 ・ 各室の火気使用器具の始末	・ } ・ } 災害発生時の任務と同じ ・ } ・ 消火器等の点検
	応急救護	・ 負傷者の応急手当て	・ 医薬品の準備
	初期消火 安全点検	・ 火災の初期消火、電気、ガスの元栓閉鎖 ・ 防火扉の閉鎖及び、非常口の確認 ・ 残っている児童がいないか確認	・ 消火用水の準備 ・ 飲料水の点検 ・ 建築物全般、電気、ガス、水道（高架水槽を含む）設備等の点検

新宿区立児童館・子ども家庭支援センター・新宿区学童クラブの住所と広域避難場所

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

広域避難場所	施設及びクラブ名称	住所
迎賓館一帯	本塩町児童館・学童クラブ	四谷本塩町 4-9
早稲田大学早稲田キャンパス一帯	榎町子ども家庭支援センター・学童クラブ	榎町 36
戸山公園一帯	早稲田南町児童館・学童クラブ	早稲田南町 50
	北山伏児童館・学童クラブ	北山伏町 2-17
	薬王寺児童館・学童クラブ	市谷薬王寺町 51
	東戸山小学校内学童クラブ	戸山 2-34-2
	大久保小学校内学童クラブ	大久保 1-1-21
	高田馬場第二児童館・学童クラブ	高田馬場 1-4-17
	戸塚第二小学校内学童クラブ	高田馬場 1-25-21
	戸山小学校内学童クラブ	百人町 2-1-38
明治神宮外苑地区	信濃町子ども家庭支援センター・学童クラブ	信濃町 20
	四谷第六小学校内学童クラブ	大京町 30
新宿御苑	富久町児童館・学童クラブ	富久町 22-21
	富久小学校内学童クラブ	富久町 7-24
新宿中央公園・高層ビル群一帯	西新宿児童館・学童クラブ	西新宿 4-35-28
百人町三・四丁目地区	百人町児童館・学童クラブ	百人町 2-18-21
	戸山小学校内学童クラブ	百人町 2-1-38
	高田馬場第一児童館・学童クラブ	高田馬場 3-18-21
	北新宿第一児童館・学童クラブ	北新宿 2-3-7
	北新宿子ども家庭支援センター・北新宿第二学童クラブ	北新宿 3-20-2
おとめ山公園地区一帯	中落合子ども家庭支援センター	中落合 2-7-24
	落合第一小学校内学童クラブ	中落合 2-13-27
落合中央公園	上落合児童館・学童クラブ	上落合 2-28-8
後樂園一帯	東五軒町児童館・学童クラブ	東五軒町 5-24
	中町児童館	中町 25
	細工町学童クラブ	細工町 1-3
哲学堂公園一帯	西落合児童館・学童クラブ	西落合 1-31-24
	中井児童館・学童クラブ	中井 1-8-12